

子ども政策課

## 議案第111号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の一部改正を踏まえ、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第28号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

### 1 改正理由

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」について、特別利用教育\*の基準の規定を整備する改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正します。

※特別利用教育とは、満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子どもが地域に保育園等がなく入園できないため、幼稚園において教育を受けることをいいます。

### 2 改正内容

特別利用教育の基準について、規定を整備します。

### 3 施行期日

公布の日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(前略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、<u>第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と</u>、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数</u>」とあるのは「<u>同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数</u>」と、「<u>同号に掲げる小</u></p> | <p>(前略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、<u>第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども数」と</u>、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数</u>」とあるのは「<u>同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数</u>」と、「<u>第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と</u>、<u>同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども</u></p> |

学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「同条第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(後略)